第 76 回伊達市災害対策本部会議

平成 23 年 6 月 17 日（金）
9 時 30 分～10 時 30 分
保原庁舎 2 階応接室

1　放射線関係

（1）環境放射線モニタリング詳細調査結果について

（2）6/16 官房長官発言について

（3）今後の農業振興について（産業部）

2　避難者（所）関係

・避難者受入・運営状況（健康福祉部）

3　その他（別紙参照）

・環境放射線測定結果
・第 155～158 回福島県災害対策本部会議の概要

次回　・21 日（火）　17：00～

第 76 回本部会議の内容について（概要）

1　実施日時等

平成 23 年 6 月 17 日（金）　9：30～10：30

2　内容

1　放射線関係

(1) 環境放射線モニタリング詳細調査結果について

市民生活部長が資料により説明した。

6 月 11 日・12 日にかけて国・県が霊山・月舘を測定した結果が公表された。石田地区では道路関係が 66 箇所、小国地区が 67 箇所、月舘相葭地区が 17 箇所、計 150 箇所。宅地等では石田地区が 49 箇所、小国地区が 425 箇所、月舘相葭地区が 11 箇所、計 485 箇所。測定結果の数値・ポイント等詳細は資料のとおり。

(2) 6/16 官房長官発言について

市民生活部長が資料により説明した。

6/16（木）16：00 から官房長官会見が行われた。内容は発言要領のとおりである。

（市民生活部長）

福島民報の報道内容について説明（住居単位で避難勧奨）

今後は対象地点の特定作業が生じる。国の現地対策本部、県及び市で調整・協議が必要である。特定された世帯には、市が被災証明を発行する。

対象地域には説明会を実施し、意向調査も必要であると考えている。

（市長）

計画的避難区域と特定避難勧奨地点との違いであるが、前者は、生活圏全般に年間積算線量 20mSv が広がっており、どこへ行っても逃げられないから基本的には全員村を出るというものであり、地域ごと、行政区単位ごとに広い範囲で避難しなければならない地域である。通行・立入りも制限される。

一方、特定避難勧奨地点は、広い地域ではなく、線量の高い地点から離れる時間が短い生活形態で、高線量地域に生活していても家に入れば低くなるとか、日常生活の中では常に高い値の線量のところにいるわけではないから、こうした現実的な対応のできる制度を作ったというものである。

こうした特定避難勧奨地点は政府が決める。年間積算線量 20mSv を超える地点が確認された場合は、現地対策本部（国）・県・市町村が協議して特定するというものであるから、3 者協議して、現実の生活を考えながら決めるようになる。

最終的には、我々市町村の判断が、現場を知っているということから、国・県には優先するのかと。我々が主体的にやらなければならない。該当する世帯には、市町村から個別に連絡するものとされており、やはり市町村が大きく前面に出る。

また、環境放射線モニタリングを定期的に行い放射線量が下がった場合は、協議して勧奨地点の解除も柔軟に行うとしており、非常に現実的である。

ただし、今後誤解を招かないためにも言うが、上小国地区 140 世帯にそれぞれ意見を聞いて行うものではない。あくまで国が一定の調査を実施して、国が計算した積算線量の推計を示してもらわないと、正確な決定の材料にはならない。協議して決めた対象の世帯に対して「実際にどうするか」と聞くのであって、上小国全体に対して「どうしますか」とするものではない。
避難したいという人がいても、その世帯が該当にならなければ、通常の対応である。一定の制度の中で実施していくのであれば、一定のルールで行わなければならない。

場所の問題であるが、相葭地区については、市でも測定を実施し、我々も値が高いと考えている。相葭地区も検討範囲に入るのか。国・県との協議の中で出てくれば、検討する地域となる。

特定避難勧奨地点になった世帯に対する賠償とはどういった内容なのか、よく調べて欲しい。

（市民生活部長）
避難に伴う引越し費用や仕事を失った場合のものを想定しているようだ。慰謝料ではない。

(3) 今後の農業振興について（産業部）

産業部長が資料により説明した。
農産物のモニタリングについては、毎週木曜日に安全確認のため実施、基準値を超えて制限がかかった際は、毎週月・水曜日に調査を実施している。調査品目は、市・JA・農業普及所で協議し選定している。地域からの要望があったものも含む。
水田の土壌については、4 月から調査を実施しており、基準値を下回っているので作付けをしている。畑も 5/31～6/8 にかけ実施した。今後、JA も独自に市内 15 箇所の水質・土壌・稲藁等の調査を実施する予定。
損害賠償については、農協系統外の出荷者については伊達地域農業振興協議会に窓口を設け、相談・請求に応じる。これについては、6/23 から市内 5 箇所で説明会を実施する。
風評被害対策としては、各種物産展に参加、消費拡大の PR を実施する。

（議会事務局長）
伊達地域農業振興協議会とは何か。

（産業部長）
現在内容を詰めている。1 市 2 町の構成で現在調整中である。事務局は JA で、会長は市長である。

2　避難者（所）関係

・避難者受入・運営状況（健康福祉部）

健康福祉部長が資料により説明した。

梁川体育館 52 名の避難者について、南相馬市の職員と聞き取り調査を実施した。避難者の具体的な状況を踏まえて、梁川体育館の避難者については 6 月末をもって、伊達ふれあいセンターに移動いただきたいとの話をした。浪江町とも同様の調整をしたい。

（市長）

梁川体育館の避難者から移動の同意は得られたか。

（健康福祉部長）

得られた。

3　その他

・環境放射線測定結果

市民生活部長が資料により説明した。

・第 155～158 回福島県災害対策本部会議の概要

市民生活部長が資料により説明した。

（市民生活部長）

朝日新聞の報道内容について説明（内部被爆及び健康調査）

（市長）

内部被爆については、今回の災害対策号で学校給食について掲載した。非常に関心が高く、市民が敏感になっている事項である。内部被爆についての見解は、次回又は次々回の災害対策号で示したい。

次回の災害対策号については、特定避難勧奨地点の説明も必要である。

なお、現在、復興計画を作成している。放射線問題を考えれば、ひとつは、除染計画を除染チーム立ち上げのもとに作成し、田中先生をアドバイザーとした全伊達市の除染を実施してゆく必要がある。

もうひとつは、内部被曝にも関連する健康管理計画である。線量管理をすることになっているが、高線量の地域に住む人や、そこで働く人、妊産婦や乳児についてどうするかなどの計画が必要ではないか。これら 2 つの計画を作るべきであり、我々の復興計画となるのではないか。

（県災害対策本部　石川）
　放射線量のデータや出荷規制等の県への要望については、再度県へ確認する。

（市長）
　特定避難勧奨地点は、国・県・我々（市）で決めるということだが、具体的な協議の場が必要になるのでは。県のかかわりはどうなるのか、現場に近いとなれば県北地方振興局であるが。喫緊のうちに具体的な協議の場が必要になると思うので、石川さんに確認願う。

（会計管理者）
　（県災対本部会議資料より）庭の芝生の処分方法の問合せは市町村に確認せよと記載があるが。

（環境防災課長）
　草については、少量の場合に限って衛生処理組合で焼却するようになっている。

（市長）
　処分について、仮置きだけでも考えなければならない。除染チームでこうしたことを考える。除染計画も作らなければならないが、マニュアルも作成しなければならない。
　各家庭での処分をどう実施してもらうか、費用負担はどうするのかなど、除染の方向性も含めて整理しなければならない。

（環境防災課長）
　昨日（6/16）、県の原子力班より、伊達市で除染のモデル的な地区を選定して、除染活動を県と共同で実施したいとのお話があったので報告する。

（市長）
　山木屋地区が計画的避難区域に指定された川俣町にも、除染を実施できる団体・業者が多数来ている。除染活動において、市民や行政だけで全てをやり切れるわけではないから、業者を用いることも必要である。福島県議会では勉強会等の話が出るようだ。伊達市も田中先生を顧問に迎えるが、連携をとっていくことが必要だ。
　早い段階で除染の具体的な方法を確立して、計画の作成に繋げなければならない。
　できるだけ早く全体計画・当面の計画を作成したい。

《次回本部会議》
　平成 23 年 6 月 21 日（火）17：00　　本庁舎 2 階　応接室において

《次々回本部会議》
　平成 23 年 6 月 24 日（金）17：00　　本庁舎 2 階　応接室において

（文責：石川　智史）